



# 島根県報

平成22年12月24日（金）

第2,251号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により中小企業雇用創出特別支援事業費補助金の 交付の対象等を定める告示	（雇 用 政 策 課）	2
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（都 市 計 画 課）	3
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	4

### 【特定調達公告】

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥の肥料原料化業務委託に係る競争 入札の参加資格等	（下 水 道 推 進 課）	4
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥の肥料原料化業務委託に係る一般 競争入札の実施	（        ”        ）	5
島根県立中央病院におけるベッドパンウォッシャー購入に係る一般競争入札の落 札者等	（病 院 局）	7

---

**告 示**

---

**島根県告示第751号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う加茂西地区山部工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成22年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成22年12月24日から21日間
- 3 縦覧の場所  
雲南市役所

---

**島根県告示第752号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
仁多郡奥出雲町竹崎644、645-1、645-2、646、654、1759
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
竹崎644、645-1、645-2、654、1759
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第753号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、中小企業雇用創出特別支援事業費補助金の交付の対象を次のとおり定めたので告示する。

---

補助金等交付規則第3条の規定により中小企業雇用創出特別支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示（平成21年島根県告示第863号）は、廃止する。

平成22年12月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 補助金等の名称

中小企業雇用創出特別支援事業費補助金

2 交付の目的

中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が新たに新規卒業者等（補助金の交付決定の日の属する年度の前年度の3月に学校等を卒業若しくは修了した者又は平成20年3月以降に学校等を卒業若しくは修了した者で1年以上継続して同一の事業主に正規社員として雇用された経験がないものをいう。以下同じ。）を雇用して行う新規事業又は既存の事業の拡充事業を支援し、もって新規卒業者等の雇用・就業機会の創出に資することを目的とする。

3 交付の対象となる事業

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件をいずれも満たす事業であって、知事が別に定めるところにより承認されたものとする。

- (1) 中小企業者が行う新規事業又は既存の事業の拡充事業であること。
- (2) 事業に従事させる正規社員として、新規卒業者等を1名以上新たに雇用すること。
- (3) 事業における補助対象経費に占める新規卒業者等の人件費の割合が3分の1以上であること。
- (4) 補助の終了後も事業の継続が見込まれるものであること。

4 交付の対象となる経費及び交付の率

交付の対象となる経費	交付の率
中小企業者が新たに新規卒業者等を雇用して行う新規事業又は既存の事業の拡充事業に要する経費のうち、予算の範囲内で知事が必要かつ適当と認めるもの	交付の対象となる経費の3分の2以内

島根県告示第754号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年12月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

松江圏都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第755号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項にお

いて準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年12月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市大庭町、乃白町、乃木福富町、黒田町、意宇町、竹矢町、玉湯町玉造

安来市今津町、月坂町、吉佐町、黒井田町、西荒島町

八束郡東出雲町大字錦浜

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第756号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成22年12月24日から施行する。

平成22年12月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

「

表飯石郡飯南町の項中	赤名	簡易耐火構造2階建	昭和53	0.89	を
			昭和55		
		準耐火構造2階建	平成21	0.95	

」

「

赤名	簡易耐火構造2階建	昭和55	0.89	に改める。
	準耐火構造2階建	平成21	0.95	
		平成22		

」

## 特 定 調 達 公 告

平成22年度において、宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥の肥料原料化業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年12月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖流域下水道終末処理場から発生する下水汚泥の肥料原料化業務

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格要綱（平成15年

島根県告示第128号)に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成22年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 委託業務名及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥の肥料原料化業務委託 一式

### (2) 委託場所

宍道湖東部浄化センター(島根県松江市竹矢町144)

### (3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化による処分業務

### (4) 委託期間

平成23年2月8日から平成24年3月20日まで

ただし、下水汚泥の搬出は、平成23年2月8日から平成24年1月31日までとする。

### (5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

### (1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。)第2条の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 下水汚泥を用いて生産した肥料が肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の登録を受けていること又は島根県が行った宍道湖流域下水道発生汚泥肥料化実地試験に参加し生産した物が肥料として適正であると確認され登録を受けることが確実なこと。

エ 公告の日から入札日の間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。

### (2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びエに掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては(1)アのうち肥料原料化業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、収集運搬業務を行う者にあつては(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受けていること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成22年12月24日から平成23年1月14日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

#### (3) 参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次のア及びイの両方の手続を要する。

ア 審査要綱第3条第1項に規定する申請書類を、平成23年1月14日午後5時までに(1)の場所に提出し、審査要綱第5条の規定による認定を受けなければならない。ただし、審査要綱第7条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。

イ 本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成22年12月24日から平成23年1月14日まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

#### (4) 入札書の受領の期限及び場所

##### ア 期限

平成23年2月4日午後1時30分（郵便による提出にあつては、平成23年2月4日正午必着のこと。）

##### イ 場所

平成23年2月4日午後1時までは(1)の担当部局とし、それ以降は(5)の開札場所とする。

#### (5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

##### ア 日時

平成23年2月4日午後1時30分

##### イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

##### ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

### 4 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

#### (2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

#### (3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity :

Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make fertilizer

(2) Date and Time for Bidding : February 4th, 2011, 1 : 30 p.m.

(Mail must arrive by the noon of February 4th 2011 at the latest)

(3) Department in charge of contracts :

Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 5470

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成22年12月24日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 件名

ベッドパンウォッシャー 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成22年12月9日

4 落札者の氏名及び住所

小西医療器株式会社出雲営業所長 武田有

島根県出雲市塩冶有原町5丁目59番地

5 落札金額

37,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成22年10月29日